



熊本県公報

第 1 2 3 1 9 号

平成 26 年 5 月 27 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 熊本県競争契約入札心得の一部改正…………… (監理課) 1
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… () 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… () 2

公 告

- 道路の位置指定…………… (建築課) 3
- 指定構造計算適合性判定機関の所在地変更…………… () 3
- 指定確認検査機関の所在地変更…………… () 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… () 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… () 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… () 4
- ふるさと熊本の樹木登録解除…………… (自然保護課) 4
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… () 5
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… () 5

登 載 依 頼

- 熊本県公平委員会事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 6
- たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 7

告 示

熊本県告示第 5 4 5 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 26 年 5 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 5 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村万江甲字上小森 1 3 3 8 番 8 地先から 同所 1 3 3 8 番 8 地先まで	前	11.4 ～ 17.7	144.8	災害防除
			後	15.8 ～ 30.3		

2 区域を変更する期日 平成 26 年 5 月 27 日

熊本県告示第 5 4 6 号

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県競争契約入札心得の一部を改正する告示
熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の一部を次のように改正する。

第14条中「7日以内」を「5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内」に改める。
別記第2号様式（備考）第3項中「105分の100」を「108分の100」に改める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

熊本県告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 天草郡苓北町年柄字上松ノ谷357番17
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため。

熊本県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社いずみ	通所介護 菜の花 東館 1階	天草市本渡町本渡847番地8	平成26年5月20日	通所介護

熊本県告示第549号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社いずみ	通所介護 菜の花 東館 1階	天草市本渡町本渡847番地8	平成26年5月20日	介護予防通所介護

熊本県告示第550号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社いずみ	通所介護 菜の花 東館 2階	天草市本渡町本渡847番地8	平成26年5月20日	通所介護

熊本県告示第551号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社いずみ	通所介護 菜の花 東館 2階	天草市本渡町本渡847番地8	平成26年5月20日	介護予防通所介護

公 告**熊本県公告第282号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市松原町25番地10
- 2 築造者の氏名 有限会社三和住研不動産
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田92番2、同92番4、同92番5、同92番22及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.02メートルから6.18メートルまで
- 5 道路の延長 118.01メートル
- 6 指定年月日 平成26年5月13日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第1号

熊本県公告第283号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人熊本県建築住宅センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定を業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 3 変更しようとする年月日
平成26年6月6日
- 4 変更の理由
事務所移転のため

熊本県公告第284号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定確認検査機関の名称
一般財団法人熊本県建築住宅センター
- 2 変更後の確認検査の業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 3 変更しようとする年月日
平成26年6月6日
- 4 変更の理由
事務所移転のため

熊本県公告第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字壺町田13番3
200.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町鯉2827-2-401
福永 かをり

熊本県公告第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。
平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
富田 信悦、古閑 ヤスエ、古閑 辰次郎、野口 ヨシノ、工藤 忠平、原口 寅七、
富田 静子、富田 直、富田 甚平、工藤 芳太郎、酒井 勘作、富田 八藏、高田
權八
- 2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年4月25日付け熊本県告示第430号による。

熊本県公告第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南阿蘇村役場に掲示する。
平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
江口 サジユ、増田 宇佐太、荒牧 高、恵良 則光、原田 シヅエ、後藤 千年、
芹口 誠之、原田 茂、大塚 スミ子、後藤 覺、大塚 廣記、吉野 ヨシ子、藏原
經業、増田 一男、古澤 亮、今村 五夫、甲斐 順治、阿蘇郡白水村大字白川、河陽
字川后田外6地区共有、澤津野組
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年4月18日付け熊本県告示第412号による。

熊本県公告第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南阿蘇村役場に掲示する。
平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
伊藤 政弘、塚本 マツエ、野田 盛次、野田 武彦、西村 彦熊、西村 末次、宮
崎 亀熊、宮崎 清治、宮崎 武徳、塚元 清次、上村 彦太、西本 次吉、宮崎 マ
ジユ、宮崎 香、宮崎 貞春、宮崎 昇、古沢 敬藏、宮崎 光雄、宮崎 達信、坂田
ケサト、永井 透、西村 陽一、株式会社古民家工房、江口 サジユ、増田 宇佐太
、増田 寅次、古澤 政次、白水開拓農業協同組合、後藤 末喜、牛嶋 清彦、高木
薫二、藤原 量、恵良 子之吉、藤原 甲、中嶋 武、西元 泉、上村 數太、藏原
經業、村本 善吾、西本 今朝喜、増田 一男、古庄 毬子、小笠原 長昭、田上 泉
、田中 喜恵子、溝口 勝三、渡邊 智子、馬原 京子、片島 章三、松崎 歌賀志、
金城 正、阿蘇郡白水村吉田城下吉田、菊池郡瀬田村立野、古庄 初熊、藤田 九郎彦
、後藤 芳太郎、藤田 重彦、北野 英藏、今村 ワキ、緒方 直彦、今村 舛太、今
村 文八、北野 喜太郎、今田 儀十、後藤 敏治、後藤 彌三太、後藤 常太郎、橋
本 次雄、橋本 幹雄
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年4月18日付け熊本県告示第413号による。

熊本県公告第289号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年5月22日熊本県告示第419号）第9条第2項の規定により、次のとおり公告する。
平成26年5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	名 称	樹 種	所 在 地
4 8	野付天満宮のムク	ニレ科ムクノキ	合志市福原 2 4 0 7

熊本県公告第 2 9 0 号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	福田 貞雄	八代市岡町小路 6 9 4 番地

熊本県公告第 2 9 1 号

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	松下 健一	八代市場町 3 3 0 番地
就任 理事	小屋野 安則	八代市場町 1 8 0 番地

熊本県公告第 2 9 2 号

球磨郡多良木町に事務所を置く多良木町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	吉村 守	球磨郡多良木町大字黒肥地 7 3 8 6 番地
理事	吉川 敏朗	球磨郡多良木町大字久米 1 0 9 番地 2
理事	松尾 欣二郎	球磨郡多良木町大字多良木 2 6 1 5 番地
理事	川辺 富一	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 5 2 番地
理事	瀧田 十四勝	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 0 番地
理事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米 7 8 8 番地
理事	椎葉 洋行	球磨郡多良木町大字黒肥地 4 2 8 9 番地
理事	田山 直実	球磨郡多良木町大字多良木 7 7 8 番地
理事	田中 林平	球磨郡多良木町大字多良木 1 8 1 4 番地
理事	福屋 高	球磨郡多良木町大字久米 1 4 0 4 番地
理事	猪口 孝光	球磨郡多良木町大字黒肥地 8 5 7 0 番地 5
理事	那須 長典	球磨郡多良木町大字久米又 1 6 8 5 番地
理事	尾方 敬次郎	球磨郡多良木町大字久米 3 3 3 番地
理事	柳原 繁美	球磨郡多良木町大字多良木 2 1 7 番地
理事	吉田 良一	球磨郡多良木町大字奥野又 1 0 3 0 番地
理事	吉村 征也	球磨郡多良木町大字黒肥地 5 6 7 5 番地 3
監事	尾方 清一	球磨郡多良木町大字黒肥地 3 3 4 0 番地
監事	那須 末喜	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 6 番地 4
監事	矢立 幸統	球磨郡多良木町大字奥野 1 1 4 番地

就任		
理事	吉村 守	球磨郡多良木町大字黒肥地7386番地
理事	吉川 敏朗	球磨郡多良木町大字久米109番地2
理事	松尾 欣二郎	球磨郡多良木町大字多良木2615番地
理事	川辺 富一	球磨郡多良木町大字奥野1152番地
理事	湊田 十四勝	球磨郡多良木町大字多良木1510番地
理事	野島 康一	球磨郡多良木町大字久米788番地
理事	椎葉 洋行	球磨郡多良木町大字黒肥地4289番地
理事	田山 直実	球磨郡多良木町大字多良木778番地
理事	田中 林平	球磨郡多良木町大字多良木1814番地
理事	福屋 高	球磨郡多良木町大字久米1404番地
理事	猪口 孝光	球磨郡多良木町大字黒肥地8570番地5
理事	那須 長典	球磨郡多良木町大字久米又1685番地
理事	尾方 敬次郎	球磨郡多良木町大字久米333番地
理事	柳原 繁美	球磨郡多良木町大字多良木217番地
理事	吉田 良一	球磨郡多良木町大字奥野又1030番地
理事	吉村 征也	球磨郡多良木町大字黒肥地5675番地3
監事	尾方 清一	球磨郡多良木町大字黒肥地3340番地
監事	那須 末喜	球磨郡多良木町大字多良木1516番地4
監事	矢立 幸統	球磨郡多良木町大字奥野114番地

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年5月27日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表水俣市の部教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	事務局	教育長 教育次長 課長 教育総務課 課長補佐 総務係長
	学校給食センター	所長
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭

別表市町村の表阿蘇市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 会計管理者 課長 審議員 課 長補佐 室長 人事係長 財政係長
	支所	支所長 審議員 次長
	阿蘇山上事務所	所長
	隣保館	所長
	保育所	園長
	老人ホーム	園長
	子育て支援センター	所長
	A S O 田園空間博物館総合案内所	所長

別表市町村の表和水町の部町長部局の項中「施設長」を「施設長 審議員」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第157号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年5月27日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

- 1 指示の内容
不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成26年5月27日から平成27年3月31日までとする。